

## 申告相談会の日程・会場

市県民税の申告のために、各振興局、地区公民館で申告相談会を開催します。  
市県民税の申告書を提出する人や申告書は送られてきていないが申告する必要がある人、その他申告に関する相談のある人は、必要な書類等を持参の上、お越しください。  
※時間帯にご注意ください。

開催日	時間	場所
2月6日(火)	午前10時～午後3時	天瀬公民館五馬分館 (大会議室)
		天瀬公民館東溪分館 (大会議室)
2月7日(水)		天瀬振興局 (本庁舎1階会議室)
上津江振興局 (2階会議室)		
2月8日(木)		前津江振興局 (1階会議室)
		大山振興局 (中会議室)
2月9日(金)	午前9時30分～正午	東有田公民館 (2階洋室)
	午前10時～午後3時	中津江振興局 (1階会議室)
	午後1時30分～4時	西有田公民館 (多目的ホール)
2月13日(火)	午前9時30分～正午	高瀬公民館 (図書室)
		三芳公民館 (学習室)
	午後1時30分～4時	日隈公民館 (和室)
		若宮公民館 (研修室 (和室))
2月14日(水)	午前9時30分～正午	大鶴公民館 (会議室)
		朝日公民館 (多目的ホール)
	午後1時30分～4時	夜明公民館 (1階会議室)
2月15日(木)	午前9時30分～正午	光岡公民館 (学習室)
	午前10時～午後3時	小野公民館 (研修室)
	午後1時30分～4時	五和公民館 (学習室)
		三花公民館 (和室)

※咸宜、桂林、田島地区の人は、随時、市役所1階税務課市民税係にお越しください。  
※所得税の「確定申告書」(税務署提出用)で記入要領等が分からない場合は、下記日田税務署にお尋ねください。

## 所得税の確定申告はお早めに

■受付期間  
2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く)  
午前9時～午後4時

■受付場所  
日田税務署 (市役所横)  
※税務署の申告会場では、健康保険料等の支払い金額の確認はできません。事前に証明書や領収書を準備してください。  
※確定申告書等には個人番号の記載が必要です。番号が確認できる書類と本人確認書類を持参してください。  
※申告書は国税庁ホームページで作成し、印刷して郵便又はe-Taxによる提出もできます。

確定申告会場は  
日田税務署です!

☎日田税務署 ☎2136

## ふるさと納税 (寄附)

### ワンストップ特例制度を申請した人へ

ふるさと納税 (寄附) ワンストップ特例制度の申請をした人が、確定申告書や市県民税申告書の提出をする場合は、特例制度は適用されず、改めて寄附金控除を受けるための申告をする必要がありますので、ご注意ください。(申告には、寄附金の受領書等が必要になります)

平成30年度

# 税の申告

—市県民税—

申告受付期限 **2月28日(水)まで**

市では所得や控除の申告が必要と思われる人に、市県民税申告書(兼国民健康保険税・介護保険料申告書)を送付しています。  
申告書が届いた人は、必ず提出してください。

### ■提出場所

市役所1階 税務課市民税係

### ■窓口受付時間

平日 午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く。

※農業所得があり、農業所得用の収支内訳書が送付された人は、申告書と一緒に提出してください。

※申告書は郵送でも受け付けます。申告書に同封している返信用封筒で提出してください。

☎税務課市民税係 ☎28396 (市役所1階)

## 市県民税申告が必要な人

平成30年1月1日現在、市内に住所(居住)がある人で次に該当する人は、申告が必要です。

- ①事業所得(営業、農業)がある人又は、不動産所得がある人で、所得税の確定申告をする必要がない人
- ②給与所得者で次に該当する人
  - ・勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人
  - ・平成29年中に退職した人で、年末調整が済んでいない人、所得税の確定申告をしない人
  - ・給与所得以外に他の所得がある人(給与以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告をする必要がない人でも市県民税の申告が必要です)
- ③給与所得者や年金受給者で、各種所得控除を市県民税の申告書で申告する人  
※詳細は、市ホームページをご覧ください。税務課市民税係又は申告相談会場でお問い合わせください。

## 申告に必要なもの

- 印鑑
  - 個人番号(マイナンバー)が確認できる書類 マイナンバーカード等
  - 本人確認書類 運転免許証、旅券(パスポート)等  
※代理人が提出する場合は、代理人本人を確認する書類が必要です。
  - 平成29年中の所得が分かるもの  
給与又は年金の源泉徴収票、給与明細書、事業主の支払証明書、収支内訳書など
  - 各種所得控除を申告する場合
    - ・社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金など)や生命保険料、地震保険料などの領収書、支払証明書(原本)
    - ・障害者手帳、療育手帳、市長福祉課が発行する障害者控除対象者認定証などの証明書
    - ・医療費、医薬品購入費等を集計した明細書(医療費通知書でも可)又は領収書。補てんされた金額が分かるもの。
- ※明細書は、市ホームページからダウンロードできます。  
※医療費通知書は、一部利用できないものもあります。
- セルフメディケーション税制で申告をする場合は、予防接種や健康診断などの領収書、証明書など一定の取組を行ったことが分かるもの
- ※「セルフメディケーション税制」とは、健康増進や疾病予防として一定の取組を行う人が、自身や生計を一にする親族が服用する特定一般用医薬品等(スイッチOTC薬)を購入した場合に一定の金額を所得から控除するものです。従来の医療費控除との併用はできません。

▶市県民税の申告書は1月30日付けで送付しています。  
▶例年、所得税の確定申告をする人や勤務先から市に給与支払報告書が提出された人には送付しません。  
▶申告が必要な人で申告書が届かない場合は、税務課の窓口又は申告相談会にお越しください。  
(申告書は、市ホームページからもダウンロードできます)



所得がなくても国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している場合、所得に関する証明書が必要な場合(年金、児童手当、公営住宅、奨学金などの手続)は、申告が必要です。